# 令和3年12月 勝浦市議会定例会会議録(第1号)

## 令和3年12月6日

#### 〇出席議員 15人

| 1番  | 鈴 | 木 | 克  | 已  | 君 | 2番  | 狩 | 野 | 光 | _                 | 君 | 3番  | 渡 | 辺 | ヒロ | ュ子 | 君 |
|-----|---|---|----|----|---|-----|---|---|---|-------------------|---|-----|---|---|----|----|---|
| 4番  | 照 | Ш | 由身 | 長子 | 君 | 5番  | 戸 | 坂 | 健 | _                 | 君 | 6番  | 磯 | 野 | 典  | 正  | 君 |
| 7番  | 久 | 我 | 恵  | 子  | 君 | 8番  | 寺 | 尾 | 重 | 雄                 | 君 | 9番  | 佐 | 藤 | 啓  | 史  | 君 |
| 10番 | 岩 | 瀬 | 洋  | 男  | 君 | 11番 | 松 | 﨑 | 栄 | $\stackrel{-}{-}$ | 君 | 12番 | 丸 |   |    | 昭  | 君 |
| 13番 | 黒 | Ш | 民  | 雄  | 君 | 14番 | 岩 | 瀬 | 義 | 信                 | 君 | 15番 | 末 | 吉 | 定  | 夫  | 君 |

## 〇欠席議員 なし

## 〇地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

| 市  |         |     | 長   |          | E  | 屋 |    | 元  | 君 | 副  | Ī   | Ħ   | 長   | 竹 | 下 | 正 | 男 | 君 |
|----|---------|-----|-----|----------|----|---|----|----|---|----|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|
| 教  | 有 有     |     | 長   | 岩        | 블  | 瀬 | 好  | 央  | 君 | 総  | 務   | 課   | 長   | 平 | 松 |   | 等 | 君 |
| 企  | 画       | 課   | 長   | Ē        | 旨  | 橋 | 吉  | 造  | 君 | 財  | 政   | 課   | 長   | 植 | 村 |   | 仁 | 君 |
| 消肾 | 访 防 🤄   | 災課  | . 長 | 祁        | 申  | 戸 | 哲  | 也  | 君 | 税  | 務   | 課   | 長   | 大 | 野 |   | 弥 | 君 |
| 市  | 民       | 課   | 長   | 岩        | 블  | 瀬 | 由美 | 長子 | 君 | 高歯 | 令者才 | 支援調 | 果長  | 長 | 田 |   | 悟 | 君 |
| 福  | 祉       | 課   | 長   | 車        | 圣  | 込 | _  | 浩  | 君 | 生剂 | 舌環  | 境 課 | 長   | Щ | П | 崇 | 夫 | 君 |
| 都市 | <b></b> | 設 課 | . 長 | J        | [] | 上 | 行  | 広  | 君 | 農  | 末 水 | 産 課 | : 長 | 屋 | 代 |   | 浩 | 君 |
| 観り | 光 商     | 工課  | . 長 | J        | K  | 森 | 基  | 彦  | 君 | 会  | 計   | 課   | 長   | 水 | 野 | 伸 | 明 | 君 |
| 学村 | 交教言     | 育 課 | . 長 | Ē        | 片  | 野 | 英  | 樹  | 君 | 生礼 | 厓 学 | 習課  | 長   | 渡 | 邉 | 弘 | 則 | 君 |
| 水  | 道       | 課   | 長   | <b>%</b> | Ē  | 田 |    | 正  | 君 |    |     |     |     |   |   |   |   |   |

## ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長吉清佳明君 議会係長 原 隆宏君

#### 議事日程

## 議事日程第1号

- 第1 諸般の報告
- 第2 行政報告
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 議案上程・説明・質疑・討論・採決 議案第53号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算

#### 第6 議案上程・説明

議案第54号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例及び勝浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について

議案第55号 勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算

議案第61号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第62号 令和3年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第63号 指定管理者の指定について

議案第64号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議に ついて

第7 休会の件

## 開 会

令和3年12月6日(月) 午前10時00分開会

○議長(松崎栄二君) 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、 議会はここに成立いたしました。

これより令和3年12月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を 願います。

#### 諸般の報告

**○議長(松崎栄二君)** 日程第1、諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。吉清事務局長。

〔事務局長 吉清佳明君登壇〕

○事務局長(吉清佳明君) 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における市長以下関係者の出席通知、令和3年9月定例会以降の議会側の動静に つきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによって御承知をいただき たいと存じます。

最初に、系統市議会議長会関係について申し上げます。

去る10月22日、千葉市において、第194回千葉県市議会議長会定例総会が書面会議により開催され、会務報告及び交際費の支出報告、各市提出議案1件が原案のとおり可決されました。

続いて、令和4年度の役員については、会長に流山市、副会長に八千代市、理事に市原市、 佐倉市、山武市及び浦安市の4市、監事に旭市及び鴨川市の各議長の就任が内定いたしました。 以上で系統市議会議長会関係を終わります。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。

去る12月1日に議会運営委員会を開いていただき、御協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会は、12月6日から12月16日までの11日間とすることであります。

日程につきましては、あらかじめお手元へ会期日程表をお配りしてございますが、本日はこの後、行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、続いて、議案第53号令和3年度勝浦市一般会計補正予算を上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て、採決をお願いする。続いて、議案第54号から議案第64号までを逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに議案第60号の一般会計補正予算については、担当課長から補足説明を受け、散会する。

2日目の12月7日は、議案調査等のため休会とし、3日目の12月8日及び4日目の12月9日は、定刻午前10時に開会し、一般質問をお願いする。

なお、通告のありました議員は9名であります。

5日目の12月10日は、定刻午前10時に開会し、議案第54号から議案第64号を逐次上程し、質疑を行い、請願1件とともに、それぞれ所管の常任委員会へ付託し、散会する。

6日目の12月11日及び7日目の12月12日の2日間は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、8日目の12月13日から10日目の12月15日までの3日間は、委員会審査等のため休会していただき、この間、12月13日は午前10時に総務文教常任委員会を、12月14日は午前10時に産業厚生常任委員会を開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

最終日の12月16日は、午前10時から本会議を開いていただき、逐次、議案を上程し、各常任 委員長から報告をいただき、質疑・討論を経て、採決をお願いする。

また、請願が採択された場合には、発議案として意見書の提出が考えられますので、発議者から提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て、採決をお願いする。

次に、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての諮問1件の提出が予定されておりますので、これを上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑を経て、採決をお願いする。

次に、千葉県南市議会議長会各種研修会開催に伴う人員の派遣について諮っていただき、今 期定例会を閉会する。

以上のような答申がなされましたので、これに基づきまして、今期定例会が運営されるものと存じます。

以上、申し上げまして、諸般の報告を終わります。

#### 行 政 報 告

○議長(松﨑栄二君) 日程第2、行政報告であります。

市長の報告を求めます。土屋市長。

[市長 十屋 元君登壇]

○市長(土屋 元君) 皆さん、おはようございます。本日、令和3年12月勝浦市議会定例会を招集 し、当面する諸案件について、御審議いただくことといたしました。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

初めに、勝浦市における新型コロナウイルスワクチン接種について、申し上げます。

11月29日の基準日現在で、2回目のワクチン接種を終えた方は1万3,979名で、12歳以上の対象者1万5,978名のうち、87.49%を占めております。さらに、65歳以上の高齢者の方は6,823名で、高齢者人口当たりの接種率は92.20%となっております。

続いて、3回目の接種についてでありますが、国の方針を踏まえた体制整備をはじめ、市民 周知の準備等を行っているところであり、引き続き、迅速な対応に努め、市民の健康と安全を 第一に全力を尽くしてまいる所存でございます。

次に、勝浦市郷土資料室の開室について、申し上げます。

市立図書館内の学習室を改修して整備を進めていました勝浦市郷土資料室について、改修工事が完了し、去る9月28日に開室式を行いました。室内には、ガラス展示ケースやプロジェクターなどを備え、市における学術の発展と文化を振興するため、市及び県の指定文化財をはじめ、郷土に関する考古資料、歴史資料、民俗資料、美術工芸品等の展示を行っており、開室から11月30日までの来室者数は、延べ277人となっております。

次に、地域活性化起業人制度による派遣に関する協定の締結について、申し上げます。

去る11月24日にJR東日本千葉支社と地域活性化起業人制度による派遣に関する協定を締結いたしました。この協定に基づき、同社から社員1名を迎え入れ、本年12月1日から令和6年11月30日までの3年間、観光コンテンツの企画立案及びその実務に従事願うものであります。活用する地域活性化起業人制度は、条件不利地域に該当する市町村に民間企業等の人材を派遣し、地域が抱える課題を解決するよう、国が創設した制度でございます。人材派遣にかかる経費等については、財政措置が適用されます。

次に、旧郁文小学校の利活用について、申し上げます。

去る9月9日から11月15日までの間、旧郁文小学校の貸付事業に係る事業者を公募したところ、通信制高等学校の開設を目的とした事業者1社からの申込みがあり、11月30日にプロポーザルによる審査を実施いたしました。審査においては、同社が示す事業内容が、教育資産としての価値を損なうことなく、教育施設として活用するとした募集要件及び目的に合致したほか、業績等を踏まえた審査においても、適正な事業者と認め、同社を貸付事業候補者として選定いたしました。今後は、貸付事業候補者との協議が整い次第、契約を締結する予定でございます。最後に、2022かつうらビッグひな祭りについて、申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、過去2年間、中止しておりました「か

つうらビッグひな祭り」について、国内及び市中の感染状況のほか、地域の経済事情に加え、 関係者意見等を総合的に勘案し、令和4年2月25日から3月3日までの間、開催することを決 定いたしました。期間中のひな人形の展示箇所、その他関連する企画等については現在、ビッ グひな祭り実行委員会を中心に検討しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、行政報告を終わります。

#### 会期の決定

○議長(松﨑栄二君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) 御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決しました。

## 会議録署名議員の指名

○議長(松崎栄二君) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、鈴木克已議員及び寺尾重雄議員を指名いたします。

#### 議案上程・説明・質疑・討論・採決

**○議長(松崎栄二君)** 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、既に各議員に配付してありますので、御了承願います。

日程第5、議案を上程いたします。議案第53号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算を議題 といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

**〇市長(土屋 元君)** ただいま議題となりました議案第53号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算 について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であり、国の施策として実施する18歳以下の子ども 1人につき10万円相当を給付する事業のうち、現金5万円の年内支給を推進するため、その所 要額を補正するものであります。 歳入歳出予算においては、既定予算に8,592万2,000円を追加し、予算総額を112億7,428万2,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、民生費において、児童福祉費に8,592万2,000円を追加しようとするもので ございます。

これに対する財源といたしまして、歳入予算に国庫支出金8,592万2,000円を追加計上しようとするものでございます。

以上で、議案第53号の提案理由の説明を終わります。

○議長(松崎栄二君) これより質疑に入ります。発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者とともに、発言は簡潔明瞭にお願いします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、それぞれ答弁を含め30分以内といたします。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(松崎栄二君) 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。 発言通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、鈴木克已議員。
- ○1番(鈴木克已君) それでは私のほうから、今、提案されました議案第53号、一般会計補正予算について、確認を含めて質問をさせていただきます。5点ほどあるんですが、1点ずつ伺います。

まず、この予算について連日、テレビでもこの問題が取り上げられて、いろいろとにぎやかにやっていますけど、今回は10万円のうちの5万円を支給するという内容のものであると思います。

そこでお伺いしますが、今日の補正が可決された暁に、すぐこの対応を図ると思うんですが、これからシステム改良、システム改修していくというふうなことになっていると思いますが、なるべく早く、国の補助も年内にということで、5万円の支給を急いでいますが、勝浦市として、実際の給付はいつ頃になるのか、お伺いします。

- 〇議長(松崎栄二君) 答弁を求めます。軽込福祉課長。
- ○福祉課長(軽込一浩君) お答えをいたします。給付の時期についてでございますけれども、国におきましては予備費を活用して、本給付金のうち、まず中学生以下の児童に係る部分について、年内支給を基本に支給を開始されたいということでございます。また、この中学生までの分は、児童手当の仕組みや情報を活用するなどして、申請を要しないこととされています。

これを受けまして今後、準備が整い次第、大きくは2段階に区分し、給付を行っていく予定としております。まず、中学生以下で児童手当を受給されている給付金対象者へは今後、早急にこの給付金制度に関するお知らせ文書を発送いたしまして、受け取りを辞退される方以外の方へ、今月24日金曜日を目途に給付ができますよう、取り組んでまいりたいと考えております。一方、高校生相当の方の分は基本、児童手当の仕組みなどが活用できませんので、申請方式

一方、高校生相当の方の分は基本、児童手当の仕組みなどが活用できませんので、申請方式によることとなります。こちらは、条件や準備などが整い次第、支給対象者様宛てに給付金支給の申請依頼文書をお送りいたしまして、申請書の収受ができ次第、所得判定等を行いまして、順次支給となりますよう円滑に事務を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

- **〇議長(松崎栄二君)** ほかに質疑ありませんか。鈴木克已議員。
- **〇1番(鈴木克已君)** 通告書を出してあるんで、みんな答えられちゃったんですけれども、順次聞

いていきますので、聞いたことだけ、お答えください。この後で、今もう答えているんで、質問しづらくなっちゃうので。

分かりました。一応、24日をめどに、中学生以下は支給するということでありまして、次に 2点目として、給付対象世帯がどの程度あるのか。ここに予算上では、児童手当関係1,320人で すか。全体、この給付の対象世帯の詳細をお伺いします。

- **〇議長(松﨑栄二君)** 答弁を求めます。軽込福祉課長。
- ○福祉課長(軽込一浩君) お答えをいたします。対象世帯等についてでございますけれども、今回の給付金の対象児童は18歳以下、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた、生まれる児童となっております。

こちら、概数で1,650名と見込みました。この内訳といたしましては、まず児童手当の受給対象となっている中学生以下の児童、こちらを1,320名。高校生世代300名。そして今年9月から令和4年3月末までに生まれた、生まれる新生児30名と見込んでおるところでございます。

なお支給対象者は、この18歳以下の対象児童の世帯の主たる生計維持者で、このうち、市内 に住所を置いている方が基本となります。以上でございます。

- ○議長(松崎栄二君) ほかに質疑ありませんか。鈴木克已議員。
- ○1番(鈴木克已君) 分かりました。

次に、世帯年収のうちの、これもいろいろ報道されていますが、960万円以上、960万円以下の世帯ということで、勝浦市では、該当しない世帯、960万円以上の世帯があるかどうかと、あるとすれば、そこに属する子どもの数がどうなっているか、調べてあれば、お伺いします。

- **〇議長(松崎栄二君)** 答弁を求めます。軽込福祉課長。
- ○福祉課長(軽込一浩君) お答えをいたします。所得制限の世帯等についてでございますけれども、報道等で言われております年収960万円は、所得に換算しますと736万円となりますが、こちらは児童2人と、年収103万円以下の配偶者がいるモデルケースでの収入制限限度額となっております。

実際には、世帯での扶養親族等の人数によりまして、この限度額は上下いたしますが、この 9月分の児童手当支給時におけます特例給付の対象、つまり所得制限限度額以上は33世帯55児 童でございました。なお、こちらの数字は、公務員分、高校生以上のみの世帯分などは含んで おりません。以上でございます。

- ○議長(松﨑栄二君) ほかに質疑ありませんか。鈴木克已議員。
- ○1番(鈴木克已君) 今、960万円で所得が736万円、これは給与換算の、給与としての数字だと思うんですけど、給与以外の営業、自営業含めて、そういう世帯については年収換算と、所得という考えは、どのようになりますか。
- 〇議長(松崎栄二君) 答弁を求めます。軽込福祉課長。
- **○福祉課長(軽込一浩君)** お答えをいたします。児童手当におきましては、所得制限ということで、 所得が基本となっておりまして、それを給与収入に換算しますと、先ほどの736万円は、年収 960万と、そういうことになります。以上でございます。
- ○議長(松崎栄二君) ほかに質疑ありませんか。鈴木克已議員。
- **〇1番(鈴木克巳君)** 分かりました。次に、先ほど来、課長からの答弁の中で、今回は児童手当システムを使って、早く支給すると答弁の中にありましたけど、高校生等については申請、児童

手当システム以外の方については申請主義だということであります。

そうしますと、先ほど言った24日という年内の支給については、児童手当の支払っている世帯ということで、支給、早急にできるけどという話ですが、それ以外の、高校生を含む18歳未満等々については、どのような対応になるのか、お伺いします。

- 〇議長(松崎栄二君) 答弁を求めます。軽込福祉課長。
- **○福祉課長(軽込一浩君)** お答えをいたします。高校生につきましては、先ほども申しましたよう に申請主義をとらせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、国の補正予算の関係もございますけれども、今日から国会のようでして、そこで補正予算分は審議されるようですので、一応、その成立を待って、申請依頼書を発送、そういう予定と考えております。以上です。

- ○議長(松﨑栄二君) ほかに質疑ありませんか。鈴木克已議員。
- ○1番(鈴木克巳君) そうすると、年内というのは非常に難しくなってくるかと思うんですけど、 国会が通らないと、対応できないと思いますので、それは順次、至急対応できるようにお願い をしたいと思います。

さらに、児童手当支給については、私の知る限りでは、市役所職員に対する児童手当、これ 公務員については、市の福祉のほうの児童手当のシステムと違うと思うんですけど、市役所職 員については、それに準じてやっていると思いますが、それ以外の公務員の方々、いわゆる国 家公務員、県職も含めてね。その人たちの支給方法については、どのように考えられているの か、お伺いします。

- **〇議長(松崎栄二君)** 答弁を求めます。軽込福祉課長。
- ○福祉課長(軽込一浩君) お答えをいたします。公務員世帯についてでございますけれども、公務員支給対象者につきましては、児童手当は所属長、要は各職場、各事業所等からの支給となっておりまして、本市の児童手当のシステムとは直接、関連性がないか、もしくは薄いため、基本的に申請を基にした支給となろうかと判断しております。こちらは市の職員も同様に、現時点では考えてございます。

いずれにいたしましても、できるだけ速やかな支給に向けまして、全力で努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

- 〇議長(松崎栄二君) ほかに質疑ありませんか。鈴木克已議員。
- ○1番(鈴木克已君) 支給について、この支給方法は、5万円については恐らく全国一律でやっているんだろうと思います。これを議会可決して、もう既に進んでいるところもたくさんあるようですけど、本日、可決した暁には即対応するということですので、それについては了というか、そういう話になりますが、今言われた公務員の関係、県職、公務員いろいろありますので、国家公務員、地方公務員。それらについては、それぞれの所属で承知してやっている話だと思いますが、その辺の確認的なものは取っているんでしょうか。
- ○議長(松﨑栄二君) 答弁を求めます。軽込福祉課長。
- **○福祉課長(軽込一浩君**) お答えをいたします。私の認識ですと、公務員につきましては内閣府の ほうから、いろいろお知らせとか出ているようです。

こちらといたしましては、申請書を提出していただくよう、広報等を通じて、支給に漏れがないよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

- ○議長(松崎栄二君) ほかに質疑ありませんか。鈴木克已議員。
- ○1番(鈴木克巳君) 了解いたしました。最後に一点だけお伺いしたいんですが、これもテレビとかの報道、また国のほうも今どうするか、まだ決定していない。それこそ今回、今の国会のほうで決定していくということですが、今回は10万円のうちの5万円が現金支給ということで、あと残りの5万円については、クーポンであったり、デジタルポイントだったりということが今、検討されているようですが、これは今、情報がなければ結構ですけど、この残り5万円のものについて、支給をどのように検討されているか。政府、国の方針が固まれば、それに準じてやるんでしょうけど、勝浦市としてはどのような対応、紙ベースなのか。それともデジタルも使ってやるのか、その辺の検討はされているかどうか、お伺いします。
- ○議長(松﨑栄二君) 答弁を求めます。軽込福祉課長。
- ○福祉課長(軽込一浩君) お答えをいたします。クーポン券につきましては、先週金曜日に第1回目の説明会がございまして、その内容も、まだ最終的な、要するに確定のものではないようですので、詳しくは、現時点では控えさせていただきたいと思います。以上でございます。
- ○議長(松崎栄二君) 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。寺尾重 雄議員。
- ○8番(寺尾重雄君) 前任者、いろいろなことで説明を受けたんですけど、1点だけ。この1,650名、これ5万円支給しますと、今、国会でも、さんざんテレビを通した、我々も聞くことはできないんだけど、テレビ、新聞。これは8,500兆円の経費の問題ありますよね。

そしてこれ、単純計算で計算しますと342万円。これは勝浦の事務的経費で落ちるのか落ちないのか。これ数値上、計算すると、支給1,650名の8,210万円しかならないんだよね。その辺の問題というのは、これに含まれているのかどうか。

そして今後、先ほどのデジタルの問題で、クーポン券とかいろいろある中で、その使い道の 用途も、やっぱり同じような話で来るのか、その1点だけ。

- **〇議長(松崎栄二君)** 答弁を求めます。軽込福祉課長。
- ○福祉課長(軽込一浩君) お答えいたします。今回の10万円相当の給付に当たりましては全額、国の補助金で賄われることになっておりますので、市の負担はないと、そういう認識でおります。 以上でございます。
- ○議長(松崎栄二君) ほかに質疑ありませんか。すみません。質疑、1回限りです。
- ○8番(寺尾重雄君) 答弁になってないんで。私は、その残った金がどうなるかと聞いているんで す。経費の、1,650名の。
- ○議長(松崎栄二君) では、もう1回で。再度、では再質問、寺尾さん、お願いいたします。
- ○8番(寺尾重雄君) 再質問……。課長、話、1,650名に5万円掛けると8,250万円にしかならないわけ。それで、予算上で8,592万2,000円、8,250万円を引くと、残りが出てくるんでしょって話なんだ。342万、22万。これは勝浦市の、国からの経費としてもらっているのかということ。今後のクーポンの問題に関しても、それは全額、国で来ているのは分かるんですよ、さんざん皆さんしているから。それを聞いているだけ。以上です。
- **〇議長(松崎栄二君)** 答弁を求めます。軽込福祉課長。
- ○福祉課長(軽込一浩君) お答えをいたします。どうも失礼いたしました。 こちら8,250万円は、児童1人当たり5万円を支給するという事業費でございまして、そのほ

か事務にかかる経費が342万2,000円、これ事業費とは別途、国から来ることになっておりまして、その分ということで、当然、事業費も含めて、未使用分は国に返還する。そういうこととなっております。以上でございます。

- ○議長(松崎栄二君) ほかに質疑ありませんか。
- 〇8番(寺尾重雄君) 議長。
- 〇議長(松﨑栄二君) 終わりです。
- **〇8番(寺尾重雄君)** 終わりじゃないよ。全然、聞いてないんだよ。1,650名の5万円掛けると、8,210万円しかならないんだよ。それがだから、8592万……
- **○議長(松崎栄二君)** 寺尾議員に申し上げます。ちょっと質問が分かりません。質疑は1回となっておりますので。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) 御異議なしと認めます。よって、議案第53号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松崎栄二君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第53号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(松崎栄二君) 挙手多数であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

## 議案上程・説明

○議長(松崎栄二君) 日程第6、議案を上程いたします。議案第54号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び勝浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号 勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、以上6件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。土屋市長。

#### 〔市長 土屋 元君登壇〕

**〇市長(土屋 元君)** ただいま議題となりました議案第54号から議案第59号までの提案理由の説明 を申し上げます。

初めに、議案第54号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び勝浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布及び施行されたこと、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布及び施行され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等、家庭的保育事業者等において、書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されているもの、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応も可能である旨の規定が設けられたため、関係条例について、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第55号 勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定 について、申し上げます。

本案は、勝浦市火葬場に係る利用者負担の適正化の観点から、火葬場の年間の維持管理に要する費用及び近隣自治体の使用料との均衡を考慮し、使用区分及びその使用料の額を見直すため、本条例について、所要の改正をしようするものでございます。

次に、議案第56号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、申し上 げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の額が40万4,000円から40万8,000円に引き上げられること及び産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることから、本条例について、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第57号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和4年4月1日から施行されることから、本条例について、所要の改正をしようするものでございます。

主な改正内容は、令和4年度の国民健康保険税から、未就学児に係る被保険者均等割額を5 割軽減するものでございます。

なお、本条例につきましては、去る11月26日に勝浦市の国民健康保険事業の運営に関する協議会へ諮問し、妥当である旨、答申をいただいておりますことを申し添えます。

次に、議案第58号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、水道事業の経営改善の一環として、検針請求業務の経費削減を目的とした隔月検針 及び隔月請求を導入するため、本条例について、所要の改正をしようとするものでございます。 次に、議案第59号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。 本案は、少子高齢化、若年層の市外転出等により、団員の募集が困難になっている中、火災 や災害時に限り活動を行う機能別消防団員を新たに設け、団員の定数を充足させ、その活動の 充実を図るため、本条例について、所要の改正をしようとするものでございます。

以上で、議案第54号から議案第59号までの提案理由の説明を終わります。

〇議長(松崎栄二君) 次に、議案第60号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算、議案第61号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第62号 令和3年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

**〇市長(土屋 元君)** ただいま議題となりました議案第60号から議案第62号までの提案理由の説明 を申し上げます。

初めに、議案第60号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補 正でございます。

歳入歳出予算においては、既定予算に2億314万8,000円を追加し、予算総額を114億7,743万円にしようとするものでございます。

歳出予算のうち、総務費においては、総務管理費を主に、745万5,000円を追加し、民生費においては、社会福祉費を主に、6,778万円を追加し、衛生費においては、保健衛生費を主に、9,599万6,000円を追加し、農林水産業費においては、水産業費を主に、1,610万7,000円を追加し、商工費においては、332万9,000円を減額し、土木費においては、道路橋りょう費に474万1,000円を追加し、消防費においては、34万4,000円を追加し、教育費においては、教育総務費を主に、860万9,000円を追加し、災害復旧費においては、その他公用公共用施設災害復旧費を主に、544万5,000円を追加しようとするものでございます。

これに対する財源といたしまして、歳入予算に、分担金及び負担金659万9,000円、国庫支出金1億717万3,000円、県支出金1,695万9,000円、寄附金61万円、繰入金29万8,000円、繰越金7,203万円、市債780万円を追加計上し、諸収入832万1,000円を減額しようとするものでございます。

繰越明許費においては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ほか3件について、 年度内にその支出が終わらない見込みの額を翌年度に繰り越そうとするものでございます。

債務負担行為においては、令和4年度までを期間とする市議会会議録反訳委託ほか24件、令和6年度までを期間とする一般廃棄物収集運搬業務委託ほか1件、令和9年度までを期間とするインターネット接続環境分離システム賃貸借の合計28件、限度額合計4億7,440万8,000円を追加しようとするものでございます。

地方債においては、水産物供給基盤整備事業債を追加し、道路改良等事業債ほか1件の限度 額を変更しようとするものでございます。

次に、議案第61号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、事業勘定の歳入歳出予算の補正であります。

事業勘定の歳入歳出予算においては、既定予算に50万円を追加し、予算総額を22億6,807万1,000円にしようとするものでございます。

歳出予算のうち、諸支出金において、償還金及び還付加算金に50万円を追加しようとするものでございます。

これに対する財源といたしまして、歳入予算に繰入金11万2,000円、繰越金38万8,000円を追加計上しようとするものでございます。

次に、議案第62号 令和3年度勝浦市介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算に14万4,000円を追加し、予算総額を23億4,378万2,000円 にしようとするものでございます。

歳出予算のうち、総務費においては、認定調査費に3万9,000円を追加し、諸支出金においては、償還金及び還付金に10万5,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源といたしまして、歳入予算に、国庫支出金90万円、繰入金36万5,000円を追加計上し、介護保険料112万1,000円を減額しようとするものでございます。

以上で、議案第60号から議案第62号までの提案理由の説明を終わります。

○議長(松崎栄二君) この際、担当課長から補足説明を求めます。植村財政課長。

〔財政課長 植村 仁君登壇〕

**〇財政課長(植村 仁君)** 議案第60号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算(第8号)の補足説明 を申し上げます。説明は、事項別明細書により、主なものについて申し上げます。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算に併せて説明させていただきます。

それでは、恐れ入りますが、21ページをお開き願います。2款総務費であります。1項総務管理費、6目諸費の市内路線バス運行維持費支援事業400万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内路線バス運行事業者を支援するため、勝浦市バス路線運行維持費補助金の追加交付でございます。

次に、23ページをお開き願います。3款民生費であります。1項社会福祉費、2目障害者福祉費の自立支援給付事業4,884万7,000円につきましては、決算見込みに伴うものであります。

なお、財源の一部として、国庫負担金2,442万3,000円、県負担金1,221万1,000円を見込んでおります。

次に、24ページをお開き願います。 2 項児童福祉費、 1 目児童福祉総務費の子ども医療費助成事業393万2,000円につきましては、決算見込みに伴うものでございます。

なお、財源の一部として、県補助金102万2,000円を見込んでおります。

次に、27ページをお開き願います。4款衛生費であります。1項保健衛生費、2目予防費の説明欄中段、感染拡大防止対策事業800万円につきましては、地域医療を支えながら、新型コロナウイルスワクチンの集団接種や、専門的な知見に基づく助言など、感染症対策のため尽力されております市内医療機関へ対する支援金であります。

なお、財源の一部として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金700万円を見込んでおります。

次に、その下の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業5,863万4,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン3回目接種にかかる人件費、コールセンター業務や接種会場の運営業務委託料等であります。

なお、財源につきましては全額、国庫補助金を見込んでおります。

次に、28ページをお開き願います。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業、2,226万9,000円につきましては、ワクチン接種に係る医師や看護師の報償費や、予防接種業務委託料等であります。

なお、財源につきましては全額、国庫補助金を見込んでおります。

次に、29ページを御覧ください。予防接種事故発生調査事業26万6,000円につきましては、予 防接種による健康被害が発生した際の調査等に要する経費であります。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、新型コロナウイルスワクチン接種対 策事業、及び予防接種事故発生調査事業の3事業につきましては、年度内にその支出が終わら ない見込額を繰越明許事業として計上しております。

次に、30ページをお開き願います。2項清掃費、2目塵芥処理費のクリーンセンター管理運営経費300万円、及び3目し尿処理費の衛生処理場管理運営経費300万円につきましては、それぞれ本年12月から年度末までの緊急応急工事に対応するための経費であります。

次に、31ページを御覧ください。5款農林水産業費であります。1項農業費、3目農業振興費の主食用米等作付農家支援事業750万円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、米の買取り価格が下落した作付農家に対する支援に要する経費であります。

なお、財源の一部として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金447万7,000円 を見込んでおります。

次に、飼料用米等拡大支援事業85万8,000円につきましては、千葉県飼料用米等拡大支援事業 補助金の内示に伴う、その支援に要する経費であります。

なお、財源につきましては全額、県補助金を見込んでおります。

次に、青年就農給付金事業75万円につきましては、認定新規就農者1名の認定見通しが立ったことに伴う交付金であります。

なお、財源につきましては全額、県補助金を見込んでおります。

次に、農林水産業者事業継続支援事業400万円の減額につきましては、申請予定者が当初見込みより減少する見通しによる減額であります。

2項水産業費、4目漁港整備事業費の水産流通基盤整備事業431万7,000円、32ページをお開き願います。水産物供給基盤機能保全事業293万2,000円、その下の漁港整備事業375万円、それぞれの計上につきましては、勝浦漁港における県営事業の実施に伴う地元負担金であります。

なお、財源の一部として、勝浦漁業協同組合からの分担金659万9,000円、市債250万円を見込んでおります。

次に、33ページを御覧ください。6款商工費であります。1項商工費、2目商工業振興費の 商店街活性化等支援事業100万円につきましては、商店街の活性化の一環として、ドローンによ る配送の実証実験を支援するための勝浦市商工会への補助金であります。 3目観光費のキャッシュレス観光振興事業925万1,000円の減額につきましては、事業完了に伴う不用額の減額補正であります。

その下、(仮称)かつうら海中公園再生計画事業502万3,000円につきましては、建設工事監督員支援業務及び出来形検査に要する経費であります。

次に、35ページをお開き願います。7款土木費であります。2項道路橋りょう費、3目橋りょう維持費の道路メンテナンス事業414万1,000円につきましては、令和3年度の国庫補助事業である道路メンテナンス事業の橋りょう維持工事の追加実施に要する経費であります。

次に、37ページをお開き願います。9款教育費であります。1項教育総務費、2目事務局費の特別支援教育支援員配置事業229万6,000円の計上につきましては、支援員の報酬に係る決算 見込みに伴う補正であります。

2項小学校費、1目学校管理費の小学校管理運営経費175万円につきましては、机や椅子の更新及び学校設備の修繕等に要する経費であります。

次に、38ページをお開き願います。3項中学校費、1目学校管理費の中学校管理運営経費300万6,000円につきましては、机や椅子の更新に要する経費、光熱水費及び複写機保守管理委託料の決算見込みに伴う不足分の経費であります。

次に、39ページを御覧ください。4項社会教育費、3目芸術文化交流センター費の芸術文化 交流推進事業100万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による主催 事業の中止等を要因とする不用額の減額であります。

次に、40ページをお開き願います。5項保健体育費、1目保健体育総務費の東京オリンピック・パラリンピック関連事業192万7,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事前キャンプ誘致の断念、及び学校連携観戦事業の中止を要因とする不用額の減額であります。

3 目学校給食費の学校給食共同調理場管理運営経費161万円につきましては、樹木伐採業務委 託料及び施設内設備の修繕料等であります。

次に、42ページをお開き願います。10款災害復旧費であります。4項その他公用公共用施設 災害復旧費の市有地災害復旧事業523万1,000円につきましては、7月の豪雨により、市有地か ら崩落した土砂撤去に当たって、民間所有物を撤去したことに対する補償金であります。

以上をもちまして、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長(松崎栄二君) 次に、議案第63号 指定管理者の指定について、議案第64号 夷隅郡市広域 市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上2件を一括議 題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

**〇市長(土屋 元君)** ただいま議題となりました議案第63号及び議案第64号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第63号 指定管理者の指定について、申し上げます。

本案は、公の施設であります「かつうら海中公園滞在型観光施設」について、勝浦市かつうら海中公園滞在型観光施設設置管理条例第6条の規定により、令和4年7月1日から令和9年3月31日までの間、議案にお示しした団体に指定管理を行わせるため、公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称等及び指定期間について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第64号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、申し上げます。

本案は、令和3年8月11日開催の令和3年第2回管理者・副管理者会議において、大多喜老人福祉センターの供用を廃止することが決定され、同年8月30日開催の組合議会説明会においても承認されたことから、夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約中、共同処理する事務を規定する第4条のうち、第1号「老人福祉センターの建設及び運営管理に関すること」を削除するため、また同条第5号「消防事務(消防団事務を除く。)及び救急業務に関すること」については、一般的に救急業務は消防事務に含まれており、「救急業務」が重複していることから、所要の改正を行うため、同組合規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上で、議案第63号及び議案第64号の提案理由の説明を終わります。

○議長(松崎栄二君) これをもちまして、市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

#### 休 会 の 件

○議長(松崎栄二君) 日程第7、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明12月7日は、議案調査等のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(松崎栄二君)** 御異議なしと認めます。よって、明12月7日は、休会することに決しました。

## 散 会

○議長(松崎栄二君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。 12月8日は定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願います。 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時04分 散会

## 本日の会議に付した事件

- 1. 諸般の報告
- 1. 行政報告
- 1. 会期の決定
- 1. 会議録署名議員の指名
- 1. 議案第53号の総括審議
- 1. 議案第54号~議案第64号の上程・説明
- 1. 休会の件